

# 愛南町立御荘中学校 いじめ防止基本方針

(令和6年4月改)

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

そこで、愛南町立御荘中学校は、国及び愛媛県・愛南町教育委員会が策定する「いじめ防止基本方針」、「愛南町いじめ防止基本方針」を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処することとする。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ対策推進法 第1章 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、同法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。（国の基本方針）

### (2) いじめの問題に取り組む共通認識

子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

ア いじめはどの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

イ いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。

ウ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

エ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

### (3) いじめの禁止

生徒等は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び学校関係者の責務

子どものいじめを防止するために、学校全体でいじめに強い集団づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

#### 学校として

ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。

ウ いじめは、どの学級にも、どの部活動にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。

エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把

握に努めるとともに、学校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。  
オ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の教育相談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

#### 保護者として

- ア どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- イ 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ウ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

#### 子どもとして

- ア 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない集団づくりに努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声を掛けることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 2 組織の設置及び活動内容

### (1) 御荘中学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置に基づき、いじめ防止に関する措置を実効的に行うための組織を以下のとおり設置する。

構成員 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭（必要に応じて、学級担任・学年生徒指導担当）

外部関係者

（必要に応じて、愛南警察署刑事生活安全課係長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールガードリーダー、町子ども支援センター相談員、学校運営協議会委員、学識経験者を招集する。）

- 活動内容
- ア 学校のいじめ防止対策を策定する。
  - イ いじめ防止対策推進のため、定期及び臨時の協議会を持つ。  
定期：年 2 回（学校運営協議会まもり育てる部会と兼ねることも可）  
臨時：委員長が招集した時（重大事態発生時等）
  - ウ 本校生徒に関するいじめの情報について緊密に連絡を取り合う。

### (2) 生徒指導部会（毎週 1 回）

構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当、その他必要に応じた関係者

- 活動内容
- ア 生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために、学級・学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
  - イ いじめ事案発生に対して組織的な対応を中心となって行う。
  - ウ 未然防止・早期発見のための取組を組織的に実施する。
  - エ 生徒、家庭に向けていじめ防止の啓発活動を実施する。
  - オ 教職員に対していじめ防止に関する研修を行う。

### (3) 生徒会いじめ対策委員会（毎月 1 回）

構成員 人権・同和教育主任、生徒会執行部、人権委員（各学級）

活動内容 悩んでいる生徒や学級の状態などについて話し合う。

#### (4) 年間計画

月	主 な 内 容
4月	学校間、学年間の情報交換（引継ぎ） 生徒理解研修（個別配慮等） 実態調査（アンケート） 修学旅行を通じた人間関係づくり（2年） 生徒会いじめ対策委員会 地域パトロール（通学路点検）
5月	学級教育相談 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会 学活（学級の諸問題） いじめ防止対策委員会（学校の現状と課題）
6月	生徒指導研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会
7月	学級教育相談 情報モラル講演会 学校評価の実施 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会
8月	職員研修（教育相談に関する研修） 地域パトロール（夏祭り）
9月	学級教育相談 体育祭（縦割りブロック）を通じた人間関係づくり 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会
10月	文化祭（合唱コンクール）を通じた人間関係づくり 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会
11月	人権教育研修（人権週間における人権意識啓発活動） 全校教育相談 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会
12月	職員研修（子どもの居場所づくり） 薬物乱用防止教室 学校評価の実施 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会 いじめ防止対策委員会（学校の現状と課題）
1月	小・中の情報連携のための連絡会 入学説明会 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会
2月	学年教育相談 新入生情報交換 実態調査（アンケート） 生徒会いじめ対策委員会
3月	生徒指導記録の整理 進級する学年への引き継ぎ情報の作成

### 3 いじめの未然防止

いじめの未然防止のために大切なのは、全校生徒が安心できる学校の雰囲気や規範意識の醸成である。このことを十分教員が理解し、学級経営、学年経営、教科経営を行う。

#### (1) 道徳教育の充実

学年ごとに道徳指導計画や教材を十分活用・吟味し、修正しながら年間時数を確保する。指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結び付けられるよう全教育活動で道徳教育を推進する。各学年の道徳担当は、道徳主任を中心に、道徳教育が各学年で適切に推進されるよう、計画の修正や追加を行う。

#### (2) 人権教育の充実

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

ア 校区別人権・同和教育懇談会（計画的な授業実践）※年1回実施

イ あったか&ほっこりコーナーを活用した人権学習

ウ 人権週間の取組（標語・作文・ポスター等作成）

### (3) 生徒の主体的な活動

- ア 「あいさつ運動」を通して、お互いの存在を認め合う雰囲気をつくる。
- イ 学校行事（体育祭・文化祭）、校外学習（修学旅行・自然体験学習）等における生徒の実行委員会を中心とした企画・運営を行わせる。
- ウ 地域行事・地域ボランティア活動・地域防災訓練等への積極的な参加を促し、地域での居場所を体感させ、自己の存在の大切さを気付かせる。
- エ 人権委員と生徒会執行部による「生徒会いじめ対策委員会」を実施し、悩んでいる生徒や学級の状態などについて話し合う。
- オ 生徒会が中心となり、新型コロナウイルス感染症による偏見や差別をなくす活動を実施する。

### (4) 分かる授業の推進と授業規律の確保

- 分かる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。また、毎時間、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感等での居場所づくりとするために、授業において話し合い活動等の共通実践を行う。
- ア 「学習の基本」の徹底を図り、授業規律の共通理解・共通指導を行う。
  - イ 言語活動の充実を図り、生徒のコミュニケーション能力を育むための取組を行う。

### (5) インターネット等におけるいじめの防止

携帯・スマートフォン・ゲーム機等によるインターネット使用について、保護者啓発や生徒対象の「情報モラル講演会」等を実施する。また、個人情報の流出や誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても、「家庭でのルールづくり」の見直しを啓発する。

### (6) 特別支援教育の充実

障がいのある生徒の理解向上を図るため、教職員の研修を深めるとともに、保護者、地域への啓発を行い、インクルーシブ教育のための環境づくりを行う。

### (7) 教職員の資質向上（人権感覚の向上）に向けた研修

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### (8) 保護者への啓発

学校ホームページ、学校・学年だより、関係諸機関からのリーフレット等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 生活記録（あゆみ）を大切にした学級経営

毎日の点検や教師による書き込みを継続することによって、学級担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### (2) アンケートの実施

毎月、定期的実施する。いじめをうかがわせるような情報がある場合には、臨時にアンケートを実施する。（記名方式と無記名方式との併用）

### (3) 教育相談活動の実施

7月・11月・2月に、全校生徒を対象とした教育相談活動を実施する。（相談者は全教職員、生徒による指名）また、日頃から積極的に声掛けを行い、生徒が気軽に相談できる環境を作る。SC、SSWと連携した相談体制の構築を図る。

### (4) 日常的な取組

教職員は日常的に「いじめに苦しんでいる生徒がいないか」との意識を持ち早期発見に努める。また、休み時間等に学年部による巡回指導を行う。（昼休み、登下校時）

## 5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめられている生徒を守ることを最優先に迅速な指導を行うとともに、解決に向けて学校全体で組織的に対応する。いじめの再発を防止するため、解消後も継続して見守っていく。

### (1) いじめを認知した場合の報告・連絡

- ア いじめを発見した場合は、その場でいじめを止めるとともに、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。
- イ 生徒指導部会でいじめの認知を確認するとともに、迅速に組織的な対応を図り、愛南町教育委員会へ報告する。

### (2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 事実確認をし、いじめられたつらさや悔しさを十分受け止めるとともに、解決の約束をして生徒の心の安定を図る。
- イ いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校や休み時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。
- ウ 発生の日に家庭訪問し、事実を伝え、学校の指導方針と今後の対応を伝える。
- エ 保護者の心情を察して共感的に事実を受け止める。

### (3) いじめた生徒への対応

- ア いじめた気持ちやその背景について十分に聞き、指導するとともに、いじめられた側の気持ちを受け止めさせる。
- イ 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であるということを理解させる。
- ウ 事実関係を正確に伝え、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えるとともに、相互によりよく解決できる方向を模索するよう思いを伝える。

### (4) 周りの生徒への指導

- ア 傍観者からいじめを抑止する側への転換を促す。
- イ 学級及び学校全体の問題として考え、いじめに対して厳しい姿勢で真剣に取り組むことを毅然とした態度で伝える。
- ウ いじめ問題を自分のこととして捉え、解決について考えさせる。

### (5) インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、確認後直ちに削除する措置を取る。場合によっては、愛南町教育委員会、愛南警察署、サーバー管理会社等と連絡を取り、対応について協議する。

## 6 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

### (1) 重大事態が発生した場合は、生徒等の生命・心身又は財産を最優先で守るとともに、直ちに愛南町教育委員会や愛南警察署等の関係機関へ報告し、教育委員会の指示のもと、いじめ防止対策委員会を開き、全校体制で事案の解決に当たる。

- ア 質問紙等による状況の再調査
- イ 関係生徒・保護者への適切な支援、指導・助言
- ウ 教育委員会による出席停止の措置

### (2) 必要と認められる場合は、当事者同士の了解を得たうえで、全ての保護者を対象に説明会を開き、必要に応じて文書等の配付や緊急の保護者会を持つ。

### (3) 場合によっては報道機関への対応も考えられるので、対応窓口を一つにして誠実に対応する。

## 7 学校評価における留意事項

学校評価の評価項目に、いじめを早期発見するための取組に関すること、いじめの再発を防止するための取組に関することを加え、適正に自校の取組を評価する。

いじめ対策が計画的に行われているか、機能しているかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

## 8 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。

# 御荘中学校いじめ対応マニュアル

## いじめを発見したときの行動

